

[照会先]

厚生労働省  
群馬労働局発表  
平成26年8月11日

担 当	労働基準部賃金室
	室長 星野 兆平
	賃金指導官 松村 光代
	電話 027-210-5005

報道関係者 各位

平成26年度群馬県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について

—— 群馬県最低賃金審議会答申 ——

群馬県最低賃金審議会（会長：河藤 佳彦 高崎経済大学教授）は、本年7月8日に群馬労働局長から「群馬県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、群馬県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本年8月11日に結論を取りまとめ、同日群馬労働局長に対し「時間額721円」とする旨の答申を行った。

この「時間額721円」は、現行の群馬県最低賃金（707円）を「14円」引き上げるものである。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定である。

(参 考)

1 答申のあった時間額	7 2 1 円
2 現行の時間額	7 0 7 円
3 対前年引上額	1 4 円
4 対前年引上率	1 . 9 8 %

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
最低賃金額	6 7 6 円	6 8 8 円	6 9 0 円	6 9 6 円	7 0 7 円
対前年引上額	1 円	1 2 円	2 円	6 円	1 1 円
対前年引上率	0 . 1 5 %	1 . 7 8 %	0 . 2 9 %	0 . 8 7 %	1 . 5 8 %